

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第八小学校

校長名 大森 雅之

令和8年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 特別支援教室の教育目標

- ・学習上や生活上の困難を改善・克服し、主体的に学校生活に参画する能力の伸長を図る。
- ・在籍学級において他の児童と楽しく・有意義な学校生活を送ることができるようにする。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・児童の特性に応じた指導を通して達成感を得ることにより、自尊感情・自己肯定感を向上させ、主体的に困難を改善・克服しようとする態度を育む。
- ・特別支援教室担当教員と学級担任が協働して、児童が抱える困難をより効果的に改善し、在籍学級において主体的に活動する力を伸長する。

3 指導の重点

(ア) 自立活動

- ・児童の長所を伸ばすことができるように、一人一人特性や実態を十分に把握した上で、児童の状態に応じた具体的な指導内容を設定し、個別指導計画等に目標を明確にした指導を行う。

(イ) その他

- ・対象児童の得意なことや現在行えること、多少の支援・配慮があればできることや環境を整えればできることなどを的確に把握し、「できた」・「分かった」という実感を得られるような指導の工夫を行う。

4 その他の配慮事項

- ・特別支援教室担当教員と学級担任が適宜打ち合わせるなど連携した指導体制を強化する。また巡回相談及び特別支援教室専門員等と連携し、対象児童の状況等を的確に把握し、効果的な指導方法等を追究する。
- ・通常の学級での指導も含めて、ユニバーサルデザインの視点を留意する。

(学習環境の整備)

場の構造化、刺激量の調整、ルールの明確化、互いを認め合う工夫、時間の構造化

(指導方法の工夫)

焦点化、視覚化・情報伝達の工夫、共有化・参加の促進

- ・退室に結び付くよう、定期的に指導内容や方法等を見直すとともに、対象児童の目標の達成状況を把握する。
- ・特別支援教育に関する情報等を定期的に発信し、校内研修会を実施することで、全ての教職員、児童・保護者の理解・啓発を図る。